

大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年三月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）イズミ津山店

所在地 津山市伏見町五〇ー二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二ー二二

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二ー二二

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) その他（未定）

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十一月二日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百四十四平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 八十二台

(2) 駐輪場の収容台数 七十九台

(3) 荷さばき施設の面積 百三十一・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十三・五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十一時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

イ 駐車場二 午前八時三十分から午後十時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所（ただし、出入口二及び三については午後十時から翌日午前八時三十分まで閉鎖する。）

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後八時まで

二 届出年月日

平成二十二年三月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十二年三月九日から平成二十二年七月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市経済文化部産業支援課